

～大切なお知らせ～



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別
給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方**
(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

② { ■ 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
であって
■ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となつた方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■ 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁
コールセンター

0120-400-903
(受付時間：平日9:00～18:00)

■ 鹿島市役所福祉課
子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外)担当窓口

0954-63-2119
(受付時間：平日8:30～17:15)

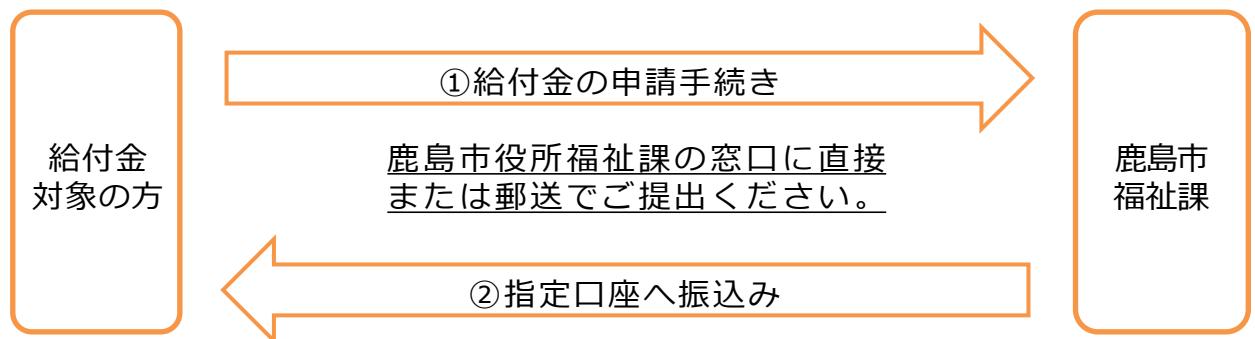
3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶ 対象の方には令和5年5月29日に給付金を支給しています。

II. 上記以外の方（例、収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに福祉課の窓口に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請期限は令和6年2月29日（ただし、令和6年2月に出生した児童等については令和6年3月15日）です。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。